

(令和7年度)

男性育児休業取得促進事業費 補助金のお知らせ

男性労働者の育児休業に係る業務の引継ぎのための
代替要員の確保（派遣を含む）を支援します。

- ・補助対象期間は、育児休業期間の前後の引継ぎ等のための雇用期間(最大2か月)です。
- ・連続する1か月以上の育児休業に係る引継ぎ期間が対象です。
- ・新規雇用による代替要員の確保(派遣を含む)が対象です。
- ・**育児休業取得者Aの業務をBが代替し、Bの業務代替者として新たにCを確保した場合（いわゆる「玉突き」）も対象です。**

★代替要員が未定の場合★

代替要員の希望を当課ホームページに掲載できます。
掲載された希望情報は人材派遣会社等が閲覧し、直接事業者
様へ人材の紹介を打診いただける仕組みとなっております。
※人材確保をお約束するものではありません。

例えば…

営業のAさんが育児休業に入り、総務のB
さんが業務を代替することとなったため、
総務の代替要員として新たにCさんを雇用
する場合、Cさんは当補助金の対象です

補助内容



1人あたり/月（※最大2か月）

10万円

1事業所あたり上限

100万円

イメージ図



県が補助します！

育児休業期間中の代替要員については、国
が実施している**両立支援等助成金（育休中
等業務代替支援コース）**をご活用いただけ
る場合があります。

詳しくはこちら →

●お問い合わせ先
高知労働局雇用環境・均等室
(088-885-6041)



高知県子育て支援課ホームページ
令和7年度高知県男性育児休業
取得促進事業費補助金



お問い合わせ先

高知県子ども・福祉政策部 子育て支援課
電話：(088)823-9641

※課内電話混雑回避のため、原則右記の電子申請による
お問い合わせフォームをご活用ください

←県補助金の詳細はこちら
申請もこちらから受付できます。

電子申請お問い合わせフォームはこちら

※電子申請フォームトップから様式名称
「令和7年度高知県男性育児休業促進事業費補助金
お問い合わせ」で検索も可能です

